諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成27年3月24日(平成27年(行情)諮問第176号) 答申日:平成28年7月5日(平成28年度(行情)答申第176号) 事件名:「陸上自衛隊の情報活動について」の一部開示決定に関する件

答申書

第1 審査会の結論

「情報本部課程教育『情報基礎課程』で使用されたテキスト類の全て。 *対象文書は、2008.7.9-本本B377から改訂された最新版があればそれを希望。**電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、「陸上自衛隊の情報活動について 平成26年3月4日 陸幕運用支援・情報部情報課」(以下「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成26年6月11 日付け防官文第8309号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立書

ア 本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」(別件の損害賠償請求事件における国の主張)である。

本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず,「開示請求時点において,当該行政機関が保有しているもの」が 特定されたのか不明である。

そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の 特定明示を行うとともに、その電磁的記録形式での複写の交付を求め る。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されてい

なければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合 にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により 技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

また電磁的記録にセキュリティ設定等を掛けた場合,当該データが 複写先に複写されない場合が技術的に起こり得る。そこで,本件対象 文書がこうした制限が掛けられている場合,本件対象文書の内容が交 付された複写には欠落している可能性がある。そのため,交付された 複写が,本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるも のである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日 付け防官文第4639号)についても開示・不開示の判断を求める。

処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける」複写の交付は、法に反するので、当該情報についても開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

カ 一部に対する不開示決定の取消し。

(2) 意見書

ア 国の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定されなければならない。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」(別件の損害賠償請求事件における国の主張)である。

また総務庁行政管理局長(当時)の国会答弁でも,法の対象文書は「電子情報も対象」(第145回国会参議院総務委員会会議録第3号2頁)と明言されている。

したがって、本件対象文書の特定に当たっては、開示請求時点にお ける電磁的記録形式が特定されなければならない。

事実,諮問庁は平成25年12月25日付け防官文第17119号における開示決定でワード(Word)ファイルを特定・明示している。

そもそも法に基づき行われる文書の特定と、複写の交付の際の不開 示情報の処理をどうするかという問題は全く別に取り扱われるべき問 題である。

イ 審査会事務局による対象文書の直接の確認を求める。

以下の理由から、異議申立人が確認できない事項について審査会事 務局が直接確認することを求める。

(ア)対象文書の電磁的記録の本来の記録形式

理由説明書において諮問庁は、本件対象文書の本来の電磁的記録を特定したかについて明言していないので、特定されていない疑いがある。なお諮問庁が情報公開請求に対して繰り返し隠蔽を行っている事実は、平成22年度(行情)答申第75号及び同25年度(行情)答申第233号から明らかである。

そこで本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を諮問庁に求める とともに、審査会事務局による直接の確認を求めるものである。

(イ)変更履歴の確認

ワード(Word)等で作成された文書(電磁的記録)の場合、変更履歴が残されている場合がある。

この変更履歴もまた組織共有文書に該当するので、本件対象文書 においてもそれが存在していないか確認する必要がある。

諮問庁が本件対象文書の電磁的記録を特定しないのは、この変更 履歴の存在を隠蔽しようとしている意図があると思われる。

(ウ)「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなして いる情報の確認

諮問庁の理由説明書では、本件対象文書に「本件対象文書の内容 と関わりのない情報」の付随について完全に否定していない。

恐らく「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなす情報それ自体は存在するものと思われるので、処分庁の勝手な判断に任せず、審査会がその内容を確認するべきである。

ウ 履歴情報も組織共有文書であれば、開示対象である。

諮問庁は、履歴情報を特定しなければならない法的義務はないと主張するが、履歴情報が組織共有文書であれば、開示対象である。

例えば、文書作成過程で合議先に変更箇所の確認を求めるため、履 歴情報を残すことは諮問庁の文書作成過程では広く行われている。 また過去の開示決定(平成18年8月3日付け防官文第7679号)では、「北朝鮮のミサイル発射について(案)」と題するワード(Word)等で作成された文書(電磁的記録)が開示され、履歴情報についても開示されている。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」の判断を諮問庁に委ね るべきではない。

諮問庁は理由説明書で、本件異議申立ての段階では複写の交付が行われていないことをもって異議申立ての理由がないと主張したいようであるが、複写の交付が行われているか否かは、本件異議申立ての理由とは関わりがない。

異議申立人が主張したいのは、諮問庁がいう「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在するのであれば、それを諮問庁の判断に 委ねるべきでないということである。

諮問庁は過去において「防衛大学校防衛学館図書室が所蔵している事実は確認されたものの、行政文書として所有している事実は確認できなかったため、不存在であると判断した」(平成22年度(行情)答申第75号2頁)という珍妙な主張を行い、「同21年度(行情)答申第96号における諮問庁の説明は事実を隠蔽しようとしたものと外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ず、極めて遺憾である」(上記答申第75号5頁)との批判を受けている。

このような指摘を受けながら諮問庁では、こうした隠蔽工作に関わった職員に対して何ら処分を行っておらず、「隠蔽しても責任は問われない」という組織風土を残している。

このような組織風土ないし体質に染まった諮問庁においては、不都 合な事実を「本件対象文書の内容と関わりのない情報」とみなすこと で隠蔽しようとする誘惑が常に存在するのである。

事実,上記答申以後も諮問庁は,「組織全体として不都合な事実を 隠蔽しようとする傾向があったことを指摘せざるを得ない」(平成2 5年度(行情)答申第233号31頁)との指摘を受けている。

以上の理由から、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」であるか否かの判断を諮問庁に委ねることは極めて危険であり、改めて当該情報を特定の上、それが真に「内容と関わりのない情報」に該当するのかを審査会が判断するべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「情報本部課程教育『情報基礎課程』で使用されたテキスト類の全て。*対象文書は、2008.7.9-本本B377から

改訂された最新版があればそれを希望。**電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。(陸上幕僚監部保有分)」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成26年6月11日付け防官文第8309号により、法9条1項に基づき、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び法 5 条の該当性は別表のとおりであり、同条 1 号に該当する部分については、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を損なうおそれがあることから、同条 3 号に該当する部分については、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから不開示とした。

- 3 異議申立人の主張について
- (1)異議申立人は、「本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』が特定されたのか不明である。そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の特定明示を行うとともに、その電磁的記録形式での複写の交付を求める。」として、本件対象文書の本来の電磁的記録形式の特定明示を求めるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。
- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、履歴情報の特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、履歴情報を特定することはしていない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるとともに、「処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに『本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける』複写の交付は、法に反する」として、当該情報についても開示・不開示の判断を改めて求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「行政文書」に関する国の解釈に従い本件対象文書の 紙媒体についても特定を求めるが、本件対象文書については、一貫し

て電磁的記録のみを保有しており、紙媒体は保有しておらず、原処分 に当たって行った文書の探索及び本件異議申立てを受け、確実を期す ために行った再度の探索においても、紙媒体の存在を確認することは できなかった。

- (5) 異議申立人は、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該 当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条1号及び3 号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の 部分については開示している。
- (6)以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成27年3月24日

諮問の受理

2 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年4月6日

審議

④ 同月27日

異議申立人から意見書を収受

⑤ 平成28年6月20日

委員の交代に伴う所要の手続の実施、

本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年7月1日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、防衛省情報本部における情報基礎課程において使用 された資料のうち、陸上幕僚監部が保有するものである。

異議申立人は、原処分の取消し及び本件対象文書の紙媒体の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法 5 条 1 号及び 3 号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書については、陸上幕僚監部が情報基礎課程の講義で使用するために作成した文書(電磁的記録)であり、プレゼンテーション用ソフトのスライド表示と口頭により講義を実施したため、学生には配布しておらず、担当者が手持ち用に作成していた紙媒体については、講義終了後に必要がないため廃棄され、防衛省において、電磁的記録を保有しているのみであり、本件対象文書の紙媒体は保有していないとのことであった。

本件対象文書については、その作成目的及び保管方法を踏まえると、

本件対象文書の紙媒体は保有していない旨の諮問庁の上記説明が不自然, 不合理とはいえず,防衛省において本件対象文書の紙媒体を保有してい るとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1)個人に関する情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分には、本件講義を担当する陸上幕僚監部から派遣された部内講師の経歴等に関する情報が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないし ハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分である氏名が既に開示されている ため、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、 不開示とすることが妥当である。

(2)情報業務に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の情報業務に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の情報業務に関する能力、情報関心等が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3)情報収集に関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の情報収集 手段に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報収集態勢が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方がその弱点をつくことが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 陸上自衛隊の編成等に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の編成等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢や運用能力等が推察され、悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ること

が可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号及び 3 号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条 1 号及び 3 号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久

別表

番号			不開示とした理由
-	0 +4 🗆		
1	2 枚目	「自己紹介」の一部 	個人に関する情報である。 る。
2	5 枚目	「各種情報の適時・適切な	陸上自衛隊の情報業務に
		収集」の一部	関する情報であり、これを
	10枚目	「情報業務の概要」の一部	公にすることにより、陸上
	17枚目	表題を含む記述内容の全て	自衛隊の情報関心及び情報
	ないし		業務に関する能力が推察さ
	2 0 枚目		れる。
	2 8 枚目		
	2 9 枚目		
	3 2 枚目	「収集が期待される情報」	
		の一部	
	3 5 枚目	「要員の期待値(イメー	
		ジ)」の全て	
3	8 枚目	「統合運用体制下における	防衛省・自衛隊の情報収
		情報態勢」の一部	集に関する情報であり、こ
	9 枚目	「統合運用態勢下における	れを公にすることにより、
		情報の流れ」の一部	防衛省・自衛隊の情報収集
	3 1 枚目	「与那国沿岸監視部隊の新	態勢が推察される。
		編の意義」の一部	
	3 4 枚目	「沿岸監視部隊が保持する	
		機能及び器材」の全て	
	3 9 枚目	「情報科職種の必要性」の	
		一部	
	4 1 枚目	「情報科職種の範囲(26	
		末案)」の一部	
	4 2 枚目	「情報科職種(部隊)の人	
		的特性」の一部	
4	1 2 枚目	「現在の陸自の情報体制」	陸上自衛隊の編成又は運
		の一部	用に関する情報であり、こ
	1 3 枚目	記述の一部	れを公にすることにより、
	1 5 枚目	「陸幕運用支援・情報部の	陸上自衛隊の態勢又は運用
		編制・機能」の一部	要領が推察される。
	16枚目	「中央情報隊」の一部	
	2 1 枚目	「方面情報隊」の一部	

2 2 枚目	「無人偵察機隊」の一部
2 3 枚目	「移動監視隊」の一部
2 4 枚目	「移動監視隊の運用イメー
	ジ」の一部
2 5 枚目	「通信情報隊の任務・編
	成」の一部
2 6 枚目	「通信情報隊の運用イメー
	ジ」の一部
2 7 枚目	「沿岸監視隊」の一部
3 3 枚目	「与那国沿岸監視部隊の編
	成(案)」の全て
3 6 枚目	「人材の育成・確保要領」
	の全て